

従来の健康保険証は、2024年12月から新たに発行がなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を基本とする仕組みに移行しています。メリットが多いマイナ保険証を、ぜひ利用してみましょう！

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからでもできます。

※お手元の健康保険証は、経過措置終了まで（2025年12月1日）使用できます

※経過措置終了後、マイナ保険証を保有していない場合は、健康保険証の代わりとなる証明書（資格確認書）が交付されます

マイナ保険証と従来の健康保険証の比較

	マイナ保険証	従来の健康保険証や資格確認書
医療機関・薬局への情報共有	情報提供に同意することで、初めての医療機関や薬局でも過去の医療情報をデータで共有可能 ⇒より良い医療を受けることができます	記憶などをもとに自身で過去の医療情報を説明
高額な医療費が発生する時	健保組合での事前手続きが不要	健保組合での事前手続きが必要
確定申告（医療費控除）	2月初旬に自身のスマートフォンで「医療費のお知らせ」をデータにて取得可能 ※健保組合から「医療費のお知らせ」の交付も有ります	3月初旬に健保組合から交付される「医療費のお知らせ」が届いてから手続き
医療機関での窓口での受付時間	窓口職員が保険証の内容をデータ取得できる為、手続きが早い	健康保険証の内容を窓口職員が手入力

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には以下3ステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

詳しい方法については以下からご確認ください。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



【お問い合わせ先】

DMG森精機健康保険組合

45004@dmgmori.co.jp